

審査メモ参考資料

- 参考 1 結果表章時等における業種について
- 参考 2 結果表章時等における資本金階級区分について
- 参考 3 母集団を層化業種別（21 層）、資本金階層別（7 層）、都道府県別（47 層）の 6, 909 層ごとに分けた各層の業者数別層の数
- 参考 4 建設工事施工統計調査／層化業種別・資本金階層別 許可業者数
- 参考 5 業種別資本金階層別〔大臣・知事許可〕業者数（一般建設業者・特定建設業者）調べ
- 参考 6 建設工事施工統計調査／層化業種別・資本金階層別 調査対象業者数（抽出方法見直し後）
- 参考 7 平成 17 年（2005 年）産業連関表（抜粋）
- 参考 8 平成 17 年（2005 年）産業連関表 粗付加価値部門の概念等
- 参考 9 経済センサス活動調査 【15】企業調査票
- 参考 10 建設工事受注動態統計調査 調査対象業者数
- 参考 11 財務諸表

結果表章時等における業種について

抽出時の層化業種	建設業許可業種	表章業種	施工調査の都道府県別表章時の集計区分	動態調査の都道府県別表章時の集計区分
1 一般土木建築工事業 <small>※土木工事業及び建築工事業の許可を有している業者</small>		1 一般土木建築工事業	一般土木建築工事業	1 一般土木建築工事業
2 土木工事業	1 土木工事業	2 土木工事業	「土木・造園・水道・舗装・しゅんせつ工事業」 としてまとめて表章	2 土木工事業
	2 造園工事業	3 造園工事業		3 造園工事業
	3 水道施設工事業	4 水道施設工事業		4 水道施設工事業
	4 清掃施設工事業	※その他の設備工事業を含む。		※その他の設備工事業を含む。
3 ほ装工事業	5 ほ装工事業	5 舗装工事業		5 舗装工事業
4 しゅんせつ工事業	6 しゅんせつ工事業	6 しゅんせつ工事業		6 しゅんせつ工事業
5 建築工事業	7 建築工事業	7 建築工事業	建築工事業	7 建築工事業
		8 木造建築工事業	木造建築工事業	8 木造建築工事業
6 大工工事業	8 大工工事業	9 大工工事業		9 大工工事業
7 とび・土工工事業	9 とび・土工工事業	10 とび・土工・コンクリート工事業		10 とび・土工・コンクリート工事業
		11 はつり・解体工事業		11 はつり・解体工事業
8 鋼構造物工事業	10 鋼構造物工事業	12 鉄骨工事業		12 鉄骨工事業
9 鉄筋工事業	11 鉄筋工事業	13 鉄筋工事業		13 鉄筋工事業
10 石工・タイル・れんが・ブロック工事業	12 石工事業	14 石工事業		14 石工事業
	13 タイル・れんが・ブロック工事業	15 煉瓦・タイル・ブロック工事業		15 煉瓦・タイル・ブロック工事業
11 左官工事業	14 左官工事業	16 左官工事業		16 左官工事業
12 屋根工事業	15 屋根工事業	17 屋根工事業		17 屋根工事業
		18 金属製屋根工事業		18 金属製屋根工事業
13 板金工事業	16 板金工事業	19 板金工事業		19 板金工事業
14 塗装工事業	17 塗装工事業	20 塗装工事業		20 塗装工事業
15 その他職別工事業	18 ガラス工事業	21 ガラス工事業		21 ガラス工事業
	19 建具工事業	22 建具工事業		22 建具工事業
	20 防水工事業	23 防水工事業		23 防水工事業
	21 内装仕上工事業	24 内装工事業		24 内装工事業
16 電気工事業	22 電気工事業	25 電気工事業		25 電気工事業
17 電気通信工事業	23 電気通信工事業	26 電気通信工事業		26 電気通信工事業
18 管工事業	24 管工事業	27 管工事業		27 管工事業
19 さく井工事業	25 さく井工事業	28 さく井工事業		28 さく井工事業
20 機械器具設置工事業	26 機械器具設置工事業	29 機械器具設置工事業		29 機械器具設置工事業
21 その他設備工事業	27 熱絶縁工事業	30 熱絶縁工事業		30 熱絶縁工事業
	28 消防施設工事業	31 消防施設工事業		31 消防施設工事業
		32 その他の設備工事業 <small>※清掃施設工事業及び架炉工事業が含まれる。</small>		32 その他の設備工事業 <small>※清掃施設工事業及び架炉工事業が含まれる。</small>

(注)

- 業種について「標本抽出時の層化業種」、「建設業法上の許可業種」、「結果表章時の業種区分」が不一致
- 施工調査の都道府県別の結果表章に係る業種区分は、いくつかの業種をまとめた区分で表章
- 「内装仕上工事業」については、建設業法上の許可業種は「内装仕上工事業」であるが、結果表章では「内装工事業」で表章し、建設業法上の業種名と不一致

結果表章時等における資本金階級区分について

抽出時の資本金階級	表章時の資本金階級(施工調査)	表章時の資本金階級(動態調査)	
個人	個人	個人	
200万円未満	200万円未満	300万円未満	
200万円～500万円未満	200万円～500万円未満	300万円～500万円未満	
500万円～1000万円未満	500万円～1000万円未満	500万円～1000万円未満	
1000万円～2000万円未満	1000万円～3000万円未満	1000万円～3000万円未満	
2000万円～3000万円未満			
3000万円以上	3000万円～5000万円未満	3000万円～5000万円未満	
	5000万円～1億円未満	5000万円～1億円未満	
	1億円～10億円未満	1億円～10億円未満	1億円～3億円未満
			3億円～5億円未満
			5億円～10億円未満
	10億円～50億円未満	10億円～50億円未満	10億円～20億円未満
			20億円～50億円未満
50億円以上	50億円以上	50億円以上	

母集団を層化業種別(21層)、資本金階層別(7層)、都道府県別(47層)
の6,909層ごとに分けた各層の業者数別層の数

平成21年3月末現在

各層の業者数	層の数	全体に占める割合	累積割合
0	740	10.7%	10.7%
1	470	6.8%	17.5%
2	338	4.9%	22.4%
3	276	4.0%	26.4%
4	209	3.0%	29.4%
5	174	2.5%	31.9%
6	146	2.1%	34.1%
7	152	2.2%	36.3%
8	143	2.1%	38.3%
9	128	1.9%	40.2%
10	110	1.6%	41.8%
11~50	2,023	29.3%	71.1%
51~100	799	11.6%	82.6%
101~200	630	9.1%	91.7%
201~300	217	3.1%	94.9%
301~400	116	1.7%	96.6%
401~500	64	0.9%	97.5%
501~1000	120	1.7%	99.2%
1001~1500	33	0.5%	99.7%
1501~2000	11	0.2%	99.9%
2001~2500	6	0.1%	99.9%
2501~3000	4	0.1%	100.0%
合計	6,909	100.0%	

※1 一般土木建築工事業、土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、石工・タイル・れんが・ブロック工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、その他職別工事業、電気工事業、電気通信工事業、管工事業、さく井工事業、機械器具設置工事業、その他設備工事業

※2 個人、0円~200万円未満、200万円~500万円未満、500万円~1000万円未満、1000万円~2000万円未満、2000万円~3000万円未満、3000万円以上

※3 母集団については、大臣許可業者を除いている。

※4 割合については、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計と一致しない場合がある。

参考4
(資料5-1関係)

建設工事施工統計調査／層化業種別・資本金階層別 許可業者数

平成21年3月末 現在

全 国

許可区分：大臣・知事

層 層化業種	資本金階							
	個人	0～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円以上	合 計
1. 一般土木建築工事業	2,923	122	4,294	4,034	9,234	8,431	9,919	38,957
2. 土木工事業	13,946	464	17,726	13,013	21,752	9,323	7,242	83,466
3. 舗装工事業	199	19	546	206	355	39	68	1,432
4. しゅんせつ工事業	2,893	198	4,989	4,102	5,729	3,452	3,454	24,817
5. 建築工事業	43,261	758	25,972	13,422	31,611	5,168	7,446	127,638
6. 大土工事業	3,058	97	2,535	1,138	1,263	94	125	8,310
7. とび. 土工. コンクリート工事業	5,685	331	10,070	4,314	5,764	594	738	27,496
8. 鉄骨工事業	1,668	62	2,815	1,348	2,602	232	293	9,020
9. 鉄筋工事業	1,309	47	1,479	771	832	67	91	4,596
10. 石工. れんが. タイル. ブロック業	1,977	130	3,463	2,228	4,654	2,470	4,305	19,227
11. 左官工事業	2,582	35	2,141	845	1,000	57	73	6,733
12. 屋根工事業	1,657	59	1,956	1,050	1,708	171	257	6,858
13. 板金. 金物工事業	1,123	13	1,086	462	554	42	51	3,331
14. 塗装工事業	4,722	114	5,484	2,058	3,464	283	370	16,495
15. その他職別工事業	6,071	310	10,264	4,156	10,111	978	1,389	33,279
16. 電気工事業	5,403	257	9,768	3,875	7,620	1,474	912	29,309
17. 電気. 通信信号装置工事業	332	66	2,032	675	2,942	572	1,133	7,752
18. 管工事業	5,256	296	10,931	4,438	9,372	1,366	1,536	33,195
19. さく井工事業	271	8	381	276	734	392	332	2,394
20. 機械器具設置工事業	440	61	2,618	1,154	5,289	1,207	2,733	13,502
21. その他設備工事業	1,291	64	2,612	1,282	3,616	1,428	1,070	11,363
合 計	106,067	3,511	123,162	64,847	130,206	37,840	43,537	509,170

業種別資本金階層別〔大臣・知事許可〕業者数(一般建設業者・特定建設業者)調べ

平成21年3月末現在

	個人	200万未満	200万以上 300万未満	300万以上 500万未満	500万以上 1000万未満	1000万以上 2000万未満	2000万以上 5000万未満	5000万以上 1億未満	1億以上 3億未満	3億以上 10億未満	10億以上 100億未満	100億以上	合計	
土木	17,775	786	188	26,087	21,194	37,395	39,368	5,670	1,103	538	394	166	150,664	
建築	48,067	999	237	32,273	19,211	45,186	29,597	5,926	1,514	828	621	259	184,718	
大工	16,113	397	87	12,174	7,601	13,641	11,005	2,344	625	321	218	88	64,614	
左官	3,617	106	31	3,877	2,144	3,754	3,447	861	263	132	85	38	18,355	
とび・土工	18,779	1,064	252	33,912	23,461	40,010	37,224	5,693	1,174	603	406	146	162,724	
石	6,127	355	88	10,077	8,347	13,143	15,930	2,498	505	242	160	68	57,540	
屋根	4,693	256	68	6,164	4,120	8,302	7,591	1,837	578	309	222	91	34,231	
電気	6,961	351	73	13,116	5,980	14,575	8,051	1,802	721	506	430	190	52,756	
管	9,194	447	103	18,648	10,866	23,638	19,452	3,325	947	559	423	166	87,768	
タイル・れんが・ブロック	4,093	229	59	5,873	3,778	8,440	7,230	1,830	581	322	251	112	32,798	
鋼構造物	6,788	439	109	12,231	8,782	16,812	17,529	3,609	975	543	400	162	68,379	
鉄筋	1,728	102	20	2,405	1,545	2,544	3,227	830	247	124	73	37	12,882	
ほ装	8,094	491	111	15,190	12,962	21,643	28,880	4,173	705	309	219	84	92,861	
しゅんせつ	4,250	265	62	6,763	5,855	9,109	13,934	2,330	397	173	119	47	43,304	
板金	2,509	102	24	3,504	2,098	4,039	3,445	893	272	156	96	43	17,181	
ガラス	957	84	21	2,056	1,377	3,613	3,161	854	273	130	86	43	12,655	
塗装	6,195	299	92	9,055	4,889	10,560	11,969	2,573	671	369	269	100	47,041	
防水	1,726	168	39	4,309	2,320	5,949	5,391	1,444	449	238	146	67	22,246	
内装仕上	7,585	453	134	13,085	7,108	19,006	11,411	2,934	949	555	413	166	63,799	
機械器具設置	543	67	22	2,956	1,423	6,701	4,164	1,497	650	495	403	171	19,092	
熱絶縁	930	86	15	2,040	1,161	2,597	2,611	702	244	132	86	39	10,643	
電気通信	434	80	20	2,381	958	4,259	2,904	769	362	285	274	121	12,847	
造園	4,288	101	37	4,249	3,390	6,492	10,465	1,717	380	189	145	62	31,515	
さく井	277	10	2	393	291	796	902	178	38	25	18	11	2,941	
建具	2,636	161	33	4,174	2,514	6,564	4,663	1,246	396	214	149	64	22,814	
水道施設	7,932	413	96	13,824	12,049	19,542	27,355	3,881	715	338	243	100	86,488	
消防施設	1,033	49	16	2,253	1,448	4,436	4,474	752	257	136	139	59	15,052	
清掃施設	6	1	0	31	12	166	179	62	41	26	42	42	608	
合計	193,330	8,361	2,039	263,100	176,884	352,912	335,559	62,230	16,032	8,797	6,530	2,742	1,428,516	
取得業種別業者数	1業種	71,918	2,210	486	76,015	32,116	61,769	12,476	2,622	828	446	260	67	261,213
	2業種	19,313	469	121	20,197	11,643	25,844	8,413	1,477	396	210	175	61	88,319
	3業種	4,164	198	61	7,501	5,407	12,603	6,983	1,103	261	144	110	31	38,566
	4業種	2,137	115	24	4,263	3,522	7,598	6,161	862	231	121	73	26	25,133
	5業種	2,690	130	30	4,015	3,284	6,260	5,931	794	175	102	72	32	23,515
	6業種	1,343	72	23	2,421	2,184	4,384	5,101	745	196	81	74	26	16,650
	7業種	1,663	108	21	2,892	2,331	3,591	4,188	633	139	64	44	17	15,691
	8業種	1,297	77	28	2,113	1,817	2,773	4,033	637	98	51	39	18	12,981
	9業種	517	25	8	885	761	1,398	2,777	484	96	46	34	11	7,042
	10業種	232	15	5	374	335	814	1,793	356	73	45	32	12	4,086
	11業種	125	11	1	207	242	490	1,218	215	43	39	23	8	2,622
	12業種	272	24	4	544	423	787	851	179	57	20	32	7	3,200
	13業種	94	14	5	235	178	449	738	187	47	32	17	12	2,008
	14業種	34	3	2	65	73	179	466	135	31	26	16	17	1,047
	15業種	19	4	0	43	43	139	362	77	30	25	20	4	766
	16業種	88	19	4	235	201	441	545	126	42	26	17	6	1,750
	17業種	14	2	1	35	28	95	182	73	26	26	9	5	496
	18業種	20	2	1	42	30	120	188	59	26	15	12	5	520
	19業種	20	2	0	54	44	114	194	61	15	19	14	8	545
	20業種	57	8	0	135	110	226	660	156	41	8	8	4	1,413
	21業種	28	2	0	50	54	73	400	100	34	13	10	3	767
	22業種	19	0	0	12	14	46	315	85	28	12	7	3	541
	23業種	3	1	0	4	4	6	112	43	19	5	7	4	208
	24業種	0	0	0	1	0	5	25	10	5	3	4	2	55
	25業種	1	0	0	0	2	1	4	7	1	2	4	1	23
	26業種	0	0	0	0	1	0	2	1	2	2	3	2	13
	27業種	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	28業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
一般建設業	105,880	3,511	825	122,338	64,846	130,196	47,237	7,794	1,944	1,016	667	212	486,466	
特定建設業	418	0	1	1	2	15	37,044	6,295	1,656	941	757	304	47,434	
合計	106,298	3,511	826	122,339	64,848	130,211	84,281	14,089	3,600	1,957	1,424	516	533,900	
純計	106,068	3,511	825	122,338	64,847	130,205	64,118	11,228	2,940	1,583	1,116	395	509,174	
兼業	8,774	567	176	18,593	11,626	45,353	27,765	7,556	2,551	1,449	1,046	371	125,827	

参考6
(資料5-1関係)

建設工事施工統計調査／層化業種別・資本金階層別 調査対象業者数 (抽出方法見直し後)

平成21年3月末 現在

全 国

許可区分：大臣・知事

層化業種	資本金階							合 計
	個人	0～ 200万円未満	200万円～ 500万円未満	500万円～ 1000万円未満	1000万円～ 2000万円未満	2000万円～ 3000万円未満	3000万円以上	
1. 一般土木建築工事業	330	65	473	477	2,728	8,431	9,919	22,423
2. 土木工事業	423	88	1,103	817	2,643	2,905	7,242	15,221
3. 舗装工事業	199	19	546	206	355	39	68	1,432
4. しゅんせつ工事業	94	75	293	244	738	762	3,454	5,660
5. 建築工事業	1,364	89	1,608	1,520	5,977	5,168	7,446	23,172
6. 大工工事業	188	43	140	139	135	44	125	814
7. とび. 土工. コンクリート工事業	189	81	619	288	1,047	104	738	3,066
8. 鉄骨工事業	94	36	187	91	485	232	293	1,418
9. 鉄筋工事業	93	33	97	94	208	67	91	683
10. 石工. れんが. タイル. ブロック業	94	65	382	145	962	2,470	4,305	8,423
11. 左官工事業	94	24	97	95	93	27	73	503
12. 屋根工事業	94	39	141	93	214	75	257	913
13. 板金. 金物工事業	1,123	13	1,086	462	554	42	51	3,331
14. 塗装工事業	142	54	191	103	429	95	370	1,384
15. その他職別工事業	188	74	618	239	1,934	133	1,389	4,575
16. 電気工事業	188	75	620	236	887	195	912	3,113
17. 電気. 通信信号装置工事業	87	45	143	94	381	572	1,133	2,455
18. 管工事業	188	75	332	519	1,120	287	1,536	4,057
19. さく井工事業	271	8	381	276	734	392	332	2,394
20. 機械器具設置工事業	88	45	148	96	1,024	1,207	2,733	5,341
21. その他設備工事業	94	41	146	96	485	488	1,070	2,420
合 計	5,625	1,087	9,351	6,330	23,133	23,735	43,537	112,798

平成17年(2005年)産業連関表(抜粋)

参考7
(資料5-4関係)

第2表 平成17年(2005年)産業連関表

購入者価格評価表(13部門)

	中 間 需 要											
	01 農林水産業	02 鉱業	03 製造業	04 建設	05 電力・ガス・水道	06 商業	07 金融・保険	08 不動産	09 運輸	10 情報通信	11 公務	12 サービス
01 農林水産業	17280	6	95874	1483	0	183	0	1	30	0	34	20988
02 鉱業	12	42	135562	7859	38216	0	0	0	1	0	8	64
03 製造業	32988	965	1520555	233027	23357	45845	15544	2092	85841	35004	34284	348707
04 建設	657	65	11980	1439	12779	6517	1640	30477	5058	2334	5882	12369
05 電力・ガス・水道	1128	390	55742	4049	16761	20399	2460	2198	9684	4802	12653	51779
06 商業	0	0	0	0	0	7046	0	0	0	0	0	0
07 金融・保険	2263	700	38440	9378	7101	57076	44789	37985	22202	6862	1263	44065
08 不動産	46	78	6207	1604	1800	28797	5698	3780	7494	6976	363	17452
09 運輸	3458	2717	32405	17545	4046	52396	7558	1402	57346	9183	10937	30086
10 情報通信	398	130	27026	7690	6076	44400	23909	1399	6395	48891	14702	98188
11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 サービス	2039	557	210581	51278	26357	65224	48095	14576	67910	67538	21201	153929
13 分類不明	1764	95	10269	5093	1215	6767	1149	2462	2815	5001	162	11562
内生部門計	62032	5746	2144640	340445	137705	334630	150851	96373	264774	188090	101489	788579
家計外消費支出	661	516	43132	9584	4825	23861	10799	1818	8546	22614	5449	36244
雇用者所得	13689	1862	469015	223097	47132	420588	115771	21292	147416	123074	161814	841658
営業余剰	37650	486	142065	6242	23326	186764	65589	290078	27337	47686	0	161136
資本減耗引当	13275	830	137634	34076	43474	59474	44957	216488	39333	61340	115661	195650
間接税(除開税)	5726	665	137095	21949	16151	38062	19015	36772	21825	18033	1055	60495
(控除)経常補助金	-1387	-20	-2874	-3019	-2588	-734	-11114	-761	-1787	-77	0	-10698
租付加価値部門計	69514	4338	925069	291929	132129	728115	265017	585686	242670	271270	283890	1284484
国内生産額	131546	10084	3070709	632373	259836	1062745	415968	662059	507444	459360	385379	2073064

(単位:億円)

13 分類不明	内生部門計	最終需要						最終需要計	需要合計	[控除]輸入計	[控除]商業マージン	[控除]貨物通関	国内生産額
		家計消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総定在車増	輸出計	資本形成						
0	136858	1558	61371	0	1978	7305	854	73066	208925	-22418	-48253	-8708	131546
18	181781	-71	-77	0	-84	-662	360	-533	181248	-153602	-5447	-12115	10084
4931	2383139	45285	1010235	3401	479714	14166	651721	2205522	4588661	-440362	-960058	-117543	3070709
0	91197	0	0	0	541176	0	0	541176	632373	0	0	0	632373
747	182791	79	80208	6345	0	0	444	87075	269866	-30	0	0	269836
0	7046	0	7490	0	2483	0	7473	17445	24491	-7046	1045300	0	1062746
23270	294894	9	119417	0	0	0	6546	125955	420860	-4892	0	0	415888
133	82426	0	579084	371	0	0	193	579548	662074	-15	0	0	662059
1625	230713	3810	122654	-784	0	0	45747	171427	402140	-36673	0	-141977	507444
961	280165	2783	128313	408	84284	-115	3424	219095	499259	-7141	-30024	-2735	459360
11097	11097	0	7866	366416	0	0	0	374282	385379	0	0	0	385379
3263	731953	113579	691901	534260	28466	0	20437	1388643	2120596	-45209	-2231	-92	2073064
0	48346	0	271	0	0	0	489	760	49106	-7353	-1283	-764	59560
46049	4661406	163027	2808733	910416	1138016	20594	737687	5785572	10444978	-724831	0	0	9720146
177	168027												
1088	2588175												
-12410	995846												
4356	905448												
447	375311												
-6	-35067												
-6369	5058741												
39680	9720146												

(注) 1 四捨五入の関係で内訳は必ずしも合計と一致しない。
2 消費税等の扱い等については、生産者価格評価表と同じである。

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として、宿泊と日当)を範囲とする。

① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他にこれらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として、役員又は部長等忘年会及び新年会の費用、経理職員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

③ 福利厚生費……福利施設負担額(食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用)等、保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)、娯楽・スポーツ費(従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用)等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000~9313-000 雇用者所得部門」、「9402-000 資本減耗引当」及び「9404-000 間接税(除開税・輸入品商品税)」に含まれている。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は

「8613-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「8422-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含まれる。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得(「9313-000 その他の給与及び手当」)に含まれる。したがって、列例では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00 家計消費支出」が、個々の食材または「一般飲食店」等を投入することとして扱う。

② 列部門の家計外消費支出計(列生産額)と、行部門「9110-010 宿泊・日当」、「9110-020 交際費」及び「9110-030 福利厚生費」の合計(行生産額の合計)は一致する。

③ 携帯電話機は、移動電気通信事業者の介在があり、財のメーカー出荷価格を下回る価格で利用者に販売されている。このため、その価格差を移動電気通信事業者の経費(交際費)とみなし、移動電気通信と交際費の交点及び、携帯電話機と家計外消費(列)の交点に価格差を計上している。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	賃金・俸給
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)
	9313-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠記があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含まれるものとする(発生主義)。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で

発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者に対応する所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)、その他の給与及び手当)を範囲とし、個人業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

1) 常用雇用者賃金、臨時・日雇雇用者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金
- iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金
- v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給(議員歳費)は、常用雇用者賃金とし

て扱う。

2) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益分を処分して支払った役員賞与は含まない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険（日雇特別被保険者を含む）
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 日本私立学校振興・共済事業団
- 10) 組合管掌健康保険（民間）
- 11) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 12) 児童手当（民間分）
- 13) 児童手当（公務員等分）
- 14) 石炭鉱業年金基金
- 15) 厚生年金基金
- 16) 地方公務員災害補償基金
- 17) 消防団員等公務災害補償等共済基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇用主が拠出した積立額である。したがって、この雇用主の積立額と現実に退職したものが受け取る退職金とは相違する。退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通

勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額をいう。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

列コード	行コード	部門名称
	9401-000	営業余剰

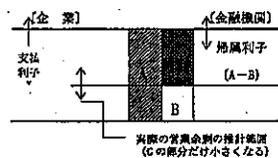
（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）

① 租付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含まないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子＝受取利子－支払利子）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。

（次図）



	A	B
金融機関	受取	支払
企業	支払	受取

② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

③ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

（注 意 点）① 平成元年4月1日から導入された消費税に關し、平成2年表においては、①納税額、②投資財の仕入れに係る消費税額（控除の対象）、③輸出業者經由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれていたが、平成7年表からは①を「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」に含め、②、③については平成2年表と同様の取扱いとしている。

② 平成2年表から、物品賃貸業は全て所有者主義により推計されているため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料（実額に支払った租賃賃料から当該賃貸物品の維持修費及び減価償却費を控除したもの）は当該物品の所有部門に計上されている。

列コード	行コード	部門名称
	9402-000	資本減耗引当

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

（注 意 点）① 平成7年表まで本部門に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当は、平成12年表において本部門から分割し、

「9403-000 資本減耗引当（社会資本等減耗分）」に計上。

② 資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則として使用者主義によってきた。したがって、他からの借用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上されることとなった。

③ ただし、昭和60年表でも物品賃貸業のうちの列部門「8513-01 電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「8514-01 貸自動車業」の3部門及び「6411-02 不動産賃貸業」部門については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。

列コード	行コード	部門名称
	9403-000	資本減耗引当 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9402-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、政府建物等に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

（注 意 点）平成7年表まで「9402-000 資本減耗引当」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当を平成12年表から本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9404-000	間接税（除関税・輸入品商品税）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）

① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税

及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。但し、「関税」と「輸入商品税」は租付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6422-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。
- ④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

(平成12年表からの変更点)

特別地方消費税は、平成12年3月31日付で廃止された。しかし、後納等が存在している可能性があることから、この場合は、平成12年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

(注 意 点) 平成元年4月1日から導入された消費税納税額のうち産業分は、平成2年表においては、「9401-000 営業余剰」に含まれていたが、平成7年表から本部門に含まれていた

る。

列コード	行コード	部門名称
	9405-000	(控除)経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) ① 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。
- ② 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れ等は経常補助金とみなす。

[15] 企業調査票 (建設業、サービス関連産業A)

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

参考9
(資料5-4関係)

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 *

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号
2 所在地
3 経営組織
4 海外支所等の数及び海外支所等の常用雇用者数

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の口にチェックし、税抜きで記入してください。
・平成23年1月から12月までの1年間 (この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳
① 売上(収入)金額
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)
③ うち売上原価
④ 給与総額
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)
⑥ 動産・不動産賃借料
⑦ 減価償却費
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)
⑨ 外注費
⑩ 支払利息等

6 企業全体の事業別売上(収入)金額
(ア) 農業、林業、漁業の収入
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入
(ウ) 製造品の売上金額
(エ) 商業
(オ) サービス関連産業A
(カ) サービス関連産業B
(キ) 学校教育事業の収入
(ク) 医療、福祉事業の収入

7 電子商取引の有無及び割合
1 一般消費者と行った
2 他の企業と行った
3 行わなかった

8 設備投資の有無及び取得額
1 設備投資を行った
2 設備投資を行わなかった

9 自家用自動車の保有台数
(1) 貨物自動車
(2) 乗用自動車

10 土地、建物の所有の有無
土地 1 ある 2 ない
建物 1 ある 2 ない

11 商品売上原価
6欄において、「(エ)商業」に記入した法人のみ記入してください。

12 資本金等の額及び外国資本比率
(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。
(2) うち外国資本比率を記入してください。

13 決算月
月 () 月

経済センサス-活動調査
【15】企業調査票（建設業、サービス関連産業A）

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる企業は、14欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる企業は、14～16欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、17欄のみ記入してください。

「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の企業は、18欄のみ記入してください。

14 主な事業収入の内訳

第1面の6欄「(オ)建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を「調査票の記入のしかた」に掲載の分類表の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上（収入）金額を記入してください。

(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の5欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	事業内容	売上（収入）金額										又は割合（%）		
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			
第1位															
第2位															
第3位															
第4位															
第5位															
第6位															
第7位															
第8位															
第9位															
第10位															

15 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

01 土木一式工事	10 屋根工事 (11 金属製屋根工事を除く)	18 ほ装工事	26 熱絶縁工事
02 建築一式工事 (03 木造建築一式工事を除く)	11 金属製屋根工事	19 しゅんせつ工事	27 電気通信工事
03 木造建築一式工事	12 電気工事	20 板金工事	28 造園工事
04 建築リフォーム工事	13 管工事	21 ガラス工事	29 さく井工事
05 大工工事	14 タイル・れんが・ブロック工事 (15 築炉工事を除く)	22 塗装工事	30 建具工事
06 左官工事	15 築炉工事	23 防水工事	31 水道施設工事
07 とび・土工・コンクリート工事 (08 はつり・解体工事を除く)	16 鋼構造物工事	24 内装仕上工事	32 消防施設工事
08 はつり・解体工事	17 鉄筋工事	25 機械器具設置工事	33 清掃施設工事
09 石工事			

16 建設業許可番号

建設業許可番号の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

- 1 建設業許可番号がある 大臣・知事コード (「調査票の記入のしかた」に掲載のコード表から選択して記入してください)
- 2 建設業許可番号がない 建設業許可番号 第 号 (右詰で記入してください)

17 金融業、保険業の事業種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

事業種類	事業内容
01 銀行業(信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
02 中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
03 農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
04 消費者向け貸金業	
05 事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
06 質屋	
07 クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
08 その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
09 金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者等)
10 金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
11 商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
12 補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
13 信託業(信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
14 金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
15 生命保険業(生命保険代理店を除く)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
16 損害保険業(損害保険代理店を除く)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
17 共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
18 保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
19 保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等

備考

18 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治・経済・文化団体	1	政治団体
	2	経済団体
	3	労働団体
	4	学術団体、文化団体
	5	その他の政治・経済・文化団体
宗教団体	6	神道系宗教団体
	7	仏教系宗教団体
	8	キリスト教系宗教団体
	9	その他の宗教団体

建設工事受注動態統計調査 調査対象業者数

平成21年度

		完成工事高			計
		1億以上	10億以上	50億以上	
公共 元請 工事 高	3千万円未満	2,810	2,223	470	5,503
	3千万円以上	2,319	1,045	206	3,570
	3億円以上	431	1,084	175	1,690
	10億円以上	—	735	583	1,318
計		5,560	5,087	1,434	12,081

財務諸表

参考11
(資料5-7関係)

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

(会社名)

資 産 の 部

流動資産 千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	
流動資産合計	

固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	
機械・運搬具	
減価償却累計額	
工具器具・備品	
減価償却累計額	
土地	
リース資産	
減価償却累計額	
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	
有形固定資産合計	

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他	
無形固定資産合計	

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金
投資その他の資産合計	=====
固定資産合計	=====

繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計	=====
資産合計	=====

負債の部

流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
..... 引当金
その他
流動負債合計	=====

固定負債

社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
..... 引当金

負ののれん
その他
固定負債合計
負債合計	=====

純 資 産 の 部

株 主 資 本	
(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金	
資本準備金
その他資本剰余金
資本剰余金合計
(4) 利益剰余金	
利益準備金
その他利益剰余金
準備金
積立金
繰越利益剰余金
利益剰余金合計
(5) 自己株式
(6) 自己株式申込証拠金
株主資本合計
評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
新株予約権
純資産合計	=====
負債純資産合計	=====

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名) _____

I 売 上 高 千円

完成工事高
兼業事業売上高 _____

II 売 上 原 価

完成工事原価
兼業事業売上原価 _____
売上総利益 (売上総損失) _____
完成工事総利益 (完成工事総損失)
兼業事業総利益 (兼業事業総損失) _____

III 販売費及び一般管理費

役員報酬
従業員給料手当
退職金
法定福利費
福利厚生費
修繕維持費
事務用品費
通信交通費
動力用水光熱費
調査研究費
広告宣伝費
貸倒引当金繰入額
貸倒損失
交際費
寄付金
地代家賃
減価償却費
開発費償却
租税公課
保険料
雑 費
営業利益 (営業損失) _____

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	
	その他	_____
V	営業外費用		
	支払利息	
	貸倒引当金繰入額	
	貸倒損失	
	その他	_____	_____
	経常利益（経常損失）	
VI	特別利益		
	前期損益修正益	
	その他	_____
VII	特別損失		
	前期損益修正損	
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
	法人税、住民税及び事業税	
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

完成工事原価報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(会社名) _____

千円

I 材料費

II 労務費

(うち労務外注費 _____)

III 外注費

IV 経費

(うち人件費 _____)

完成工事原価